

平成25年度第1回多治見市介護保険運営審議会議事録

日 時：平成25年7月11日（木）

13:30～15:00

場 所：多治見市役所 4階会議室

出席： 井澤賢禄委員、井澤吉英委員、石川敏幸委員、井出美穂委員、小池恭子委員
竹本紀明委員、田中勇治委員、仲西直治委員、長谷川洋子委員、坂野景子委員
日野由起子委員、山中克仁委員
(50音順)

欠席： なし

事務局： 渡辺福祉部長

(高齢福祉課) 加藤課長、水野リーダー、小栗リーダー、三宅、大畑

事務局

定刻となりましたので、ただ今から平成25年度第1回多治見市介護保険運営審議会を開催します。本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

高齢福祉課長の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、この会議は、多治見市情報公開条例第23条により公開としますのでよろしくお願いいたします。

会議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

(資料1) 介護保険条例及び介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例の一部改正について

(資料2) 平成24年度介護保険事業特別会計決算状況について

(資料3) 平成24年度介護保険事業状況について

(資料4) 多治見市介護保険料等減免等取扱要綱の一部改正について

(資料5) 地域密着型サービス事業の従業員にかかる暴力団排除の考え方について

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

会議にあたりまして、福祉部長より挨拶を申し上げます。

部長

福祉部長の渡辺でございます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。また、日頃は多治見市の介護保険事業にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。後ほど審議していただきますが、平成24年度の介護保険事業会計決算については、介護給付費が計画を若干上回ることとなったものの、概ね順調に進んでいると考えています。ただ、介護給付費は年々膨らんできており、国の方でも言われていますように、このままの制度でいけば2025年には介護保険料の基準額が8,200円にもなろうかと試算されています。そんな中、現在国では、社会保障審議会において、法改正の検討がされております。本来であれば6年毎の法改正が原則ですが、次の第6期に向けた法改正の動きが出ています。現段階で改正が見込まれることについては次の3点が挙げられます。1つは、介護サービス利用者負担を現在の1割から上げざるを得ないこと、2つ目は、第2号被保険者の保険料について、現在は人数割であるものを、給料に応じた負担（総報酬制）に変更すること、ただ、これについては、経済団体等の反対が強いため、実現は難しいかもしれません。3つ目は、現在介護保険制度の中で行っている介護予防事業について、介護保険から切り離して公費で実施するというものです。以上の3点が改正の大きな論点だと聞いていますが、今後も国の動向を注視しつつ次期計画策定に向けた検討をしていきたいと考えています。

本日は、平成24年度介護保険事業会計決算を含む3つの議題についてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、ここで、4月から介護保険グループのリーダーが異動により変わりましたので自己紹介させていただきます。

ーリーダー自己紹介ー

会長	それでは、これより会長に議事の進行をお願いしたいと思います。 では、これより議題に入ります。「議題 1. 介護保険条例及び介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例の一部改正について」、事務局から説明願います。
事務局	—資料に基づき説明—
会長	延滞金の率が下がるという解釈でよろしいですか。
事務局	そういうことでございます。
会長	この件について、他に質問等ありませんか。
	—質問なし—
	それでは、事務局案に賛成の方は挙手をお願いします。
	—全員挙手—
	それでは、この案件については異議なしとします。
	次の議題に入ります。「議題 2. 平成 24 年度介護保険事業特別会計決算状況について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	—資料に基づき説明—
会長	この議題について、質問等はありませんか。
委員	介護給付費が増加しているためその財源となる国庫支出金や支払基金交付金も増加しているのは理解できるのですが、何故繰入金だけは減額となっているのでしょうか。
事務局	介護給付費に係る繰入金は 5,800 万円程増加しているのですが準備基金繰入金等が減少しているため、繰入金全体としては減額となっています。
委員	歳出の部の一般管理事務費が前年度と比較すると 14,000 万円程と大きく減少していますが、これはどのような理由によるものですか。
事務局	前年度（23 年度）は、介護保険システムの入替えを行ったことにより、システム改修費用が大きく必要となりました。
委員	すると、前年度が通常の年と比べて多いということですかね。
事務局	そういうことになります。
会長	第 5 期計画を策定した時は、3 カ年での運営を考慮して保険料を設定したため、4 期と比較して大きく保険料を上げなければならぬと聞いていました。ただ、今の説明だと、それでも保険料が足りないというように聞き取れましたが、そのあたりはどうですか。
事務局	第 5 期の計画を立てた時、3 年間の給付費支出見込みから保険料を積算すると、基準額 5,000 円を超える保険料にしないと財源が不足する見込みになりました。しかし、特例で県からの財政安定化基金交付金 5,500 万円程が交付されることにより、基準額 4,826 円に抑えることができました。計画においてはこの保険料で賄うことができるものと考えています。また、本市の場合は介護給付費準備基金を比較的多く保有していますので、これを財源とすることにより保険料の上昇を抑えることができますが、準備基金をそれほど保有していない市町村においては 5,000 円を超える保険料としているところも多くあります。
会長	それは、また保険料を上げたいという意味のことをおっしゃっているのですか。給付費が上がれば保険料を上げなければならないのは当然だと思います。取る方ばかりを考えるのではなく、給付費を抑えることについても努力していただきたいと思います。多治見は近隣と比べて介護施設がどんどん増えてきています。施設がたくさんあることは当然いいのですが、それでは給付費が増えるばかりになってしまうので、そのあたりに歯止めをかけるようにしていただきたいと思います。
事務局	介護施設の許認可は県の所掌事務であるため、市ではどうすることもできない部分があります。ただ、給付費の抑制ということに関しましては、昨年度から、サービス事業者が集まる会議の場などにおいて、給付費が膨らんでいる現状を説明し、適正な介護給付をしていただくようお願いをしているところです。また、市民の方にも、現状を周知していくことが必要であると考えています。
会長	3 年トータルで収支が合うように今後 2 年間の予算管理等しっかりしていただくようお願いいたします。
委員	その他にご意見・ご質問等はございませんか。
	介護保険に関しては、民間がやっている部分と行政がやっていくべき部分について上

	手くバランスをとっていかないと、保険料がどんどん上がっていくばかりになってしまうのかなと感じています。
委員	現在、多治見市には通所介護が 50 箇所ほどありますが、この数が適正なのかどうかをお聞きしたいです。
事務局	施設等については介護保険事業計画の中で適正な範囲内で推移していると把握しています。ただ、会長さんからのご意見にもありますように、多治見市は事業所がどんどん増えているという状況もありますので、その部分に関しては注視していかなければならないと思います。
	施設が増えていく一方で、ひとつの対策として、介護予防事業に力を入れて元気な老人を増やそうということがあると思います。団塊の世代の方が 75 歳を超えても元気でいられて介護保険を使わなくても済むように、介護予防事業に力を入れて少しでも介護給付費の増加に歯止めがかかるように現在取り組んでいます。
委員	瑞浪から中津川にかけて施設が少ないと聞いています。このため、そちらから多治見にある施設に来られる方もいるようですね。多治見の中でも、新しい施設ができたような場合には一斉にそちらに移られて元々ある施設に空きができるという状況があります。これからは、事業所も淘汰されていくのではないかと思います。
会長	施設、事業所の方々も大変ですね。福祉計画を策定する時にも話があったのですが、福祉には大変お金がかかります。本当に必要なものを見極めていくことが必要であると思います。
事務局	施設が増えれば給付費が上がる、給付費が上がれば保険料も上げる必要が出てくるということを市民の方にもしっかりと周知していくことが私どもの役目であると考えています。
会長	よろしくお願いしますね。
委員	介護保険料の収納率はどのくらいなのでしょう。
事務局	平成 24 年度は 99.09%となっています。65 歳以上の方の介護保険料は原則年金天引きにより徴収します。
委員	64 歳までの方の保険料はどのように払われていますか。
事務局	加入している医療保険の保険料とともに徴収されています。
会長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	—質問なし—
	それでは、事務局案に賛成の方は挙手をお願いします。
	—全員挙手—
	それでは、この案件については異議なしとします。
	次の議題に入ります。「議題 3. 平成 24 年度介護保険事業状況について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	—資料に基づき説明—
会長	この議題について、質問等はありませんか。
委員	段階別保険料の部分ですが、段階ごとの人数・割合などは分かりますでしょうか。
事務局	手元に細かい数字までは持ち合わせておりませんが、人数が最も多いのは第 4 段階特例で、4,400 人程の方がいらっしゃいます。次に多いのが第 4 段階で、ほぼ同じくらいの人数となっています。次に多いのが第 5 段階で、4,200 人程となっています。
会長	全部で何人程になるんですかね。
事務局	約 27,000 人となっています。
会長	やはり真ん中あたりの段階の方が多いということですね。
	他にご質問はよろしいですか。
委員	介護認定審査会について、前年度と比較すると、審査会開催回数に比して審査件数が減っているということは、1 回あたりの審査件数が減っているということですね。
事務局	そういうことになります。現在は 1 回あたり 30 件程度を目安としていますが、年度初めなど多い時は 1 回につき 35 件程審査していただくこともあります。
会長	多少減ったにせよかなりの件数を処理しているという状況ですね。
	他にご意見・ご質問はございませんか。

—質問なし—

それでは、事務局案に賛成の方は挙手をお願いします。

—全員挙手—

それでは、この案件については異議なしとします。

審議事項については以上となります。

それでは次に、報告事項に移ります。「報告事項 1. 多治見市介護保険料等減免等取扱要綱の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

—資料に基づき説明—

減免の申請ができる期間を明記するということですね。この報告について、質問等はありませんか。

—質問なし—

それでは、では次に、「報告事項 2. 地域密着型サービス事業の従業員にかかる暴力団排除の考え方について」、事務局から説明をお願いします。

—資料に基づき説明—

前回の審議会で議論となった地域密着型サービス事業の暴力団排除に関して、従業員については盛り込まないということですね。この件についてご質問等はありませんか。

—質問なし—

それでは、これをもちまして、平成 25 年度第 1 回介護保険運営審議회를終了します。

事務局
会長

事務局
会長